

令和 7 年度

光市休日診療所運営協議会資料

光市健康増進課

光市休日診療所運営協議会委員名簿

(令和7年度)

役 職 名	氏 名
光市医師会会長	井 上 祐 介
光市医師会副会長	廣 田 修
光市医師会理事（救急医療）	前 田 一 彦
山口県薬剤師会光支部長	浜 田 隆 大
山口県薬剤師会光支部（休日診療所担当理事）	島 田 里 佳
光市老人クラブ連合会会長	中 村 雅 裕
光市女性団体連絡協議会会長	藪 崎 寿 子
周南健康福祉センター所長	吉 山 裕 規
光市副市長	吉 本 英 夫
光地区消防組合消防長	赤 星 公 一
光市病院局管理部長	佐 古 敏 行
光市福祉保健部長	升 克 頼

(順不同)

事務局

所 属	氏 名
健康増進課長	清 水 俊 宏
〃 庶務予防係長	松 尾 咲 子
〃 健康増進係長	影土井 圭 子
〃 庶務予防係	藤 村 久 美
〃 庶務予防係	福 長 駿 佑

光市休日診療所の概要

1 設置について

休日等における急病患者に対し、応急的な診療を行うため診療所を設置する。

2 施設について

(1) 開設場所

光市光井二丁目2番1号

(2) 施設

事務室、診察室2（内科1、外科1）、レントゲン室、医師控室

3 主要医療機器

レントゲン撮影装置、レントゲン画像読取装置、心電計、自動血球計数装置、高圧蒸気滅菌機、自動分割分包機、電子天秤、救急ワゴン車、卓上吸引器、酸素吸入器、自動体外式除細動器、眼科診察用機器（スリットランプ、電動光学台）〔医師会から寄贈〕、耳鼻咽喉科診察用機器（回診用ユニット、診察用器具）〔医師会から寄贈〕

4 運営体制について

(1) 診療科目

内科、外科

(2) 診療日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日、8月14日、同月15日、及び12月31日

(3) 診療時間

午前9時から午後5時まで

(4) 運営体制

医師 2名（光市医師会に委託）

薬剤師 1名（山口県薬剤師会光支部に委託）

看護師 2名（市が依頼）

事務員 2名（うち1名は午前中のみ）（市が依頼）

5 ホームページについて

光市

<http://www.city.hikari.lg.jp/kenkou/kyujitsushinryousho.html>

光市医師会

<http://www.yamaguchi.med.or.jp/users/hikarishi/isikaihp/kyuujitsu/kyuujiatsu2025.htm>

令和6年度休日診療所決算

(単位：円)

歳入区分	金額			備考
	R6年度(a)	R5年度(b)	増減額(a)-(b)	
診療報酬	26,204,272	31,145,721	△ 4,941,449	
患者負担金	5,134,630	6,657,978	△ 1,523,348	4～3月分
社会保険	13,398,953	17,038,725	△ 3,639,772	2～1月分※
国民健康保険	7,670,689	7,444,478	226,211	2～1月分※
患者負担金(過年度分)	0	4,540	△ 4,540	令和4年度分
診断書等手数料	48,400	51,600	△ 3,200	4～3月分
県補助金	0	0	0	(R4) 山口県休日夜間診療機能強化事業費補助金
雑入	70	840	△ 770	公衆電話代
歳入合計	26,252,742	31,198,161	△ 4,945,419	

※社会保険及び国民健康保険の診療報酬は審査支払機関で審査するため、診療月の翌々月の歳入となる。

歳出区分	金額			備考
	R6年度(a)	R5年度(b)	増減額(a)-(b)	
報酬	35,700	30,600	5,100	運営協議会委員
報償費	4,544,202	3,856,653	687,549	看護師、受付会計事務
需用費	4,515,084	3,907,635	607,449	
消耗品費	298,188	187,893	110,295	
食糧費	1,263	1,140	123	運営協議会お茶代
印刷製本費	52,580	15,840	36,740	薬袋等
光熱水費	8,600	8,390	210	ガス代
修繕料	442,090	0	442,090	自動血球計数装置
医薬材料費	3,712,363	3,694,372	17,991	
役務費	286,536	297,002	△ 10,466	
通信運搬費	101,772	112,332	△ 10,560	
手数料	107,424	107,330	94	クリーニング代
賠償責任保険料	77,340	77,340	0	
委託料	19,167,175	20,651,275	△ 1,484,100	
	14,797,250	14,730,340	66,910	医師会
	2,970,505	2,938,285	32,220	薬剤師会
	538,560	2,107,600	△ 1,569,040	請求事務、R5は受付会計事務(R5.4～9月分)
	177,100	234,850	△ 57,750	医療廃棄物処理
	683,760	640,200	43,560	その他(機器保守等)
使用料及び賃借料	1,000,377	917,060	83,317	
使用料	53,277	57,740	△ 4,463	NHK受信料、日レセ使用料
借上料	947,100	859,320	87,780	複写機、AED等
備品購入費	3,233,450	49,500	3,183,950	X線画像読取装置、高圧蒸気滅菌器等
負担金	0	159,600	△ 159,600	(R5) 医療事務講座受講料
歳出合計	32,782,524	29,869,325	2,913,199	
歳入－歳出	△ 6,529,782	1,328,836	△ 7,858,618	

光熱水費のうち上下水道・電気については、光市総合福祉センター支出のため計上なし。

参考	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳入	24,585,458	8,534,283	9,489,066
歳出	28,044,159	26,062,021	25,826,914
歳入－歳出	△ 3,458,701	△ 17,527,738	△ 16,337,848

【光市休日診療所利用状況】

単位：人

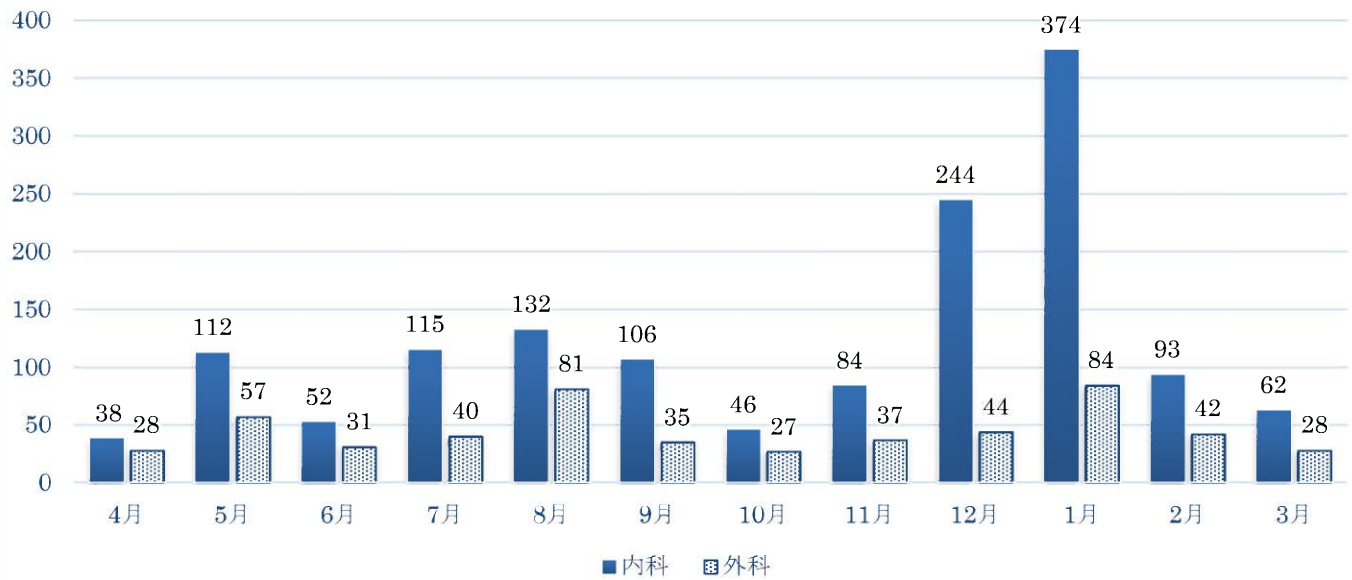
年度	患者 総数	診療区分別患者数		年齢別患者数				二次 搬送	開所 日数	1日 平均
		内科系	外科系	0～6歳	7～15歳	16～69歳	70歳～			
R2	868	441	427	132	60	406	270	8	72	12
		50.8%	49.2%	15.2%	6.9%	46.8%	31.1%	0.9%		
R3	865	455	410	136	75	404	250	23	71	12
		52.6%	47.4%	15.7%	8.7%	46.7%	28.9%	3.2%		
R4	1,583	1,157	426	167	206	904	306	23	71	22
		73.1%	26.9%	10.6%	13.0%	57.1%	19.3%	1.5%		
R5	2,104	1,605	499	188	286	1,281	349	23	73	29
		76.3%	23.7%	8.9%	13.6%	60.9%	16.6%	1.1%		
R6	1,982	1,458	524	139	211	1,228	404	19	73	27
		73.6%	26.4%	7.0%	10.6%	62.0%	20.4%	1.0%		

【周南地域救急医療利用状況】

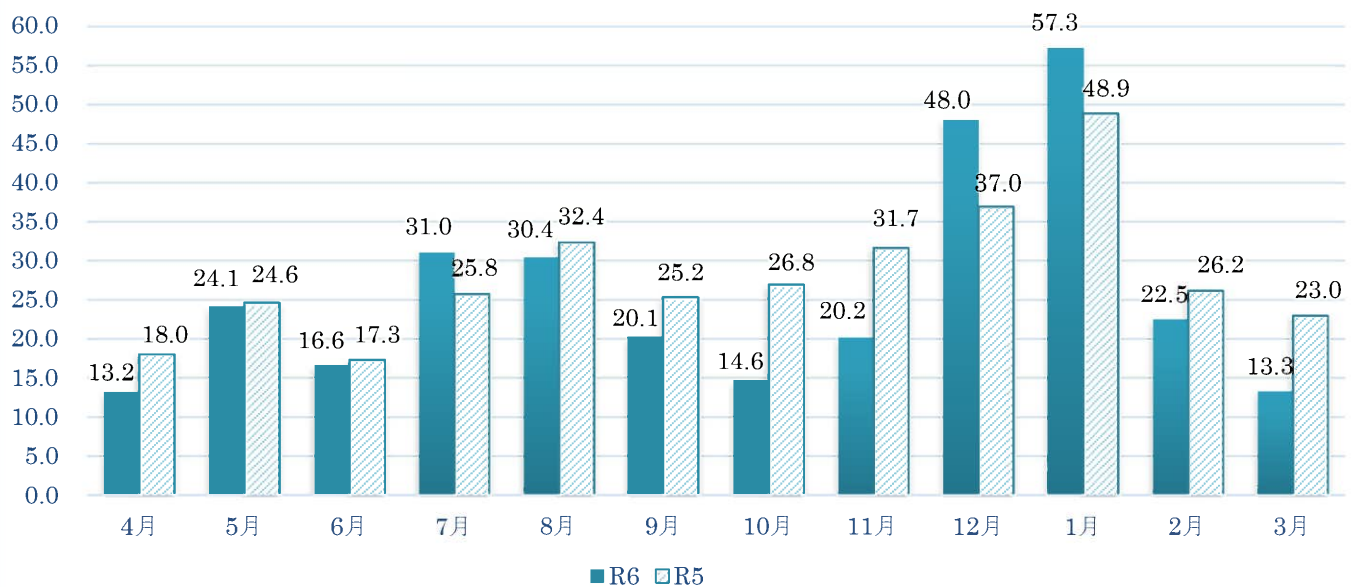
項目	令和6年度利用状況	協力機関	摘要
〔二次救急〕 ・休日 ・夜間	開所日数 72日 総患者数 1,065人 光市の患者数 139人 開所日数 365日 総患者数 5,523人 光市の患者数 630人	周南3医師会 救急指定医療機関	周南3市で周南地域救急医療対策協議会を設置し、休日は救急指定5医療機関、夜間は3医療機関の病院群輪番制で実施。
〔小児救急〕 〈一次救急〉 周南子どもQQ ・休日 ・夜間	開所日数 71日 総患者数 2,679人 光市の患者数 291人 開所日数 365日 総患者数 2,668人 光市の患者数 312人	周南3医師会	周南3市の小児科医師が協力し、徳山中央病院において休日・夜間の小児初期救急医療を実施。
〈二次救急〉 ・休日 ・夜間	開所日数 72日 総患者数 234人 光市の患者数 34人 開所日数 365日 総患者数 1,402人 光市の患者数 217人		徳山中央病院を小児救急医療拠点病院として小児救急医療対策事業を実施。

令和6年度光市休日診療所利用状況

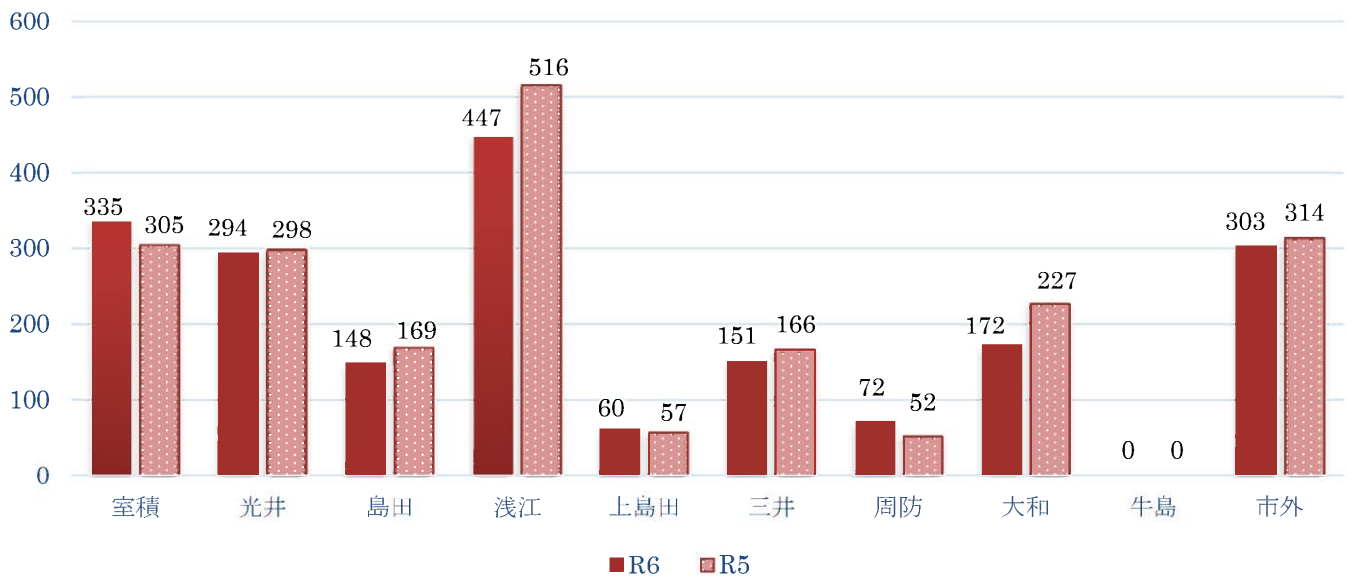
診療科目別患者数（単位：人）



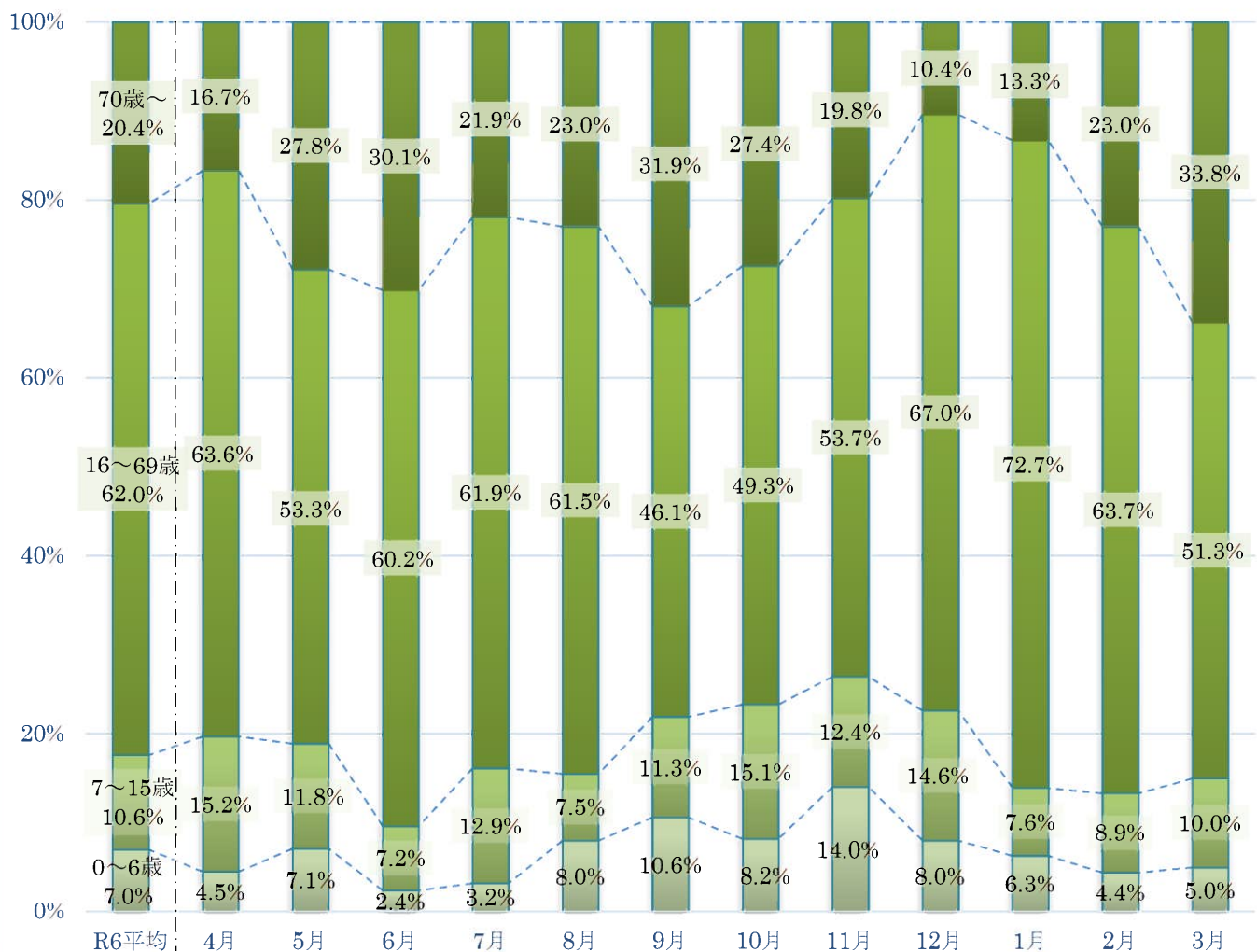
1日あたりの患者数（単位：人）



地区別患者数（単位：人）



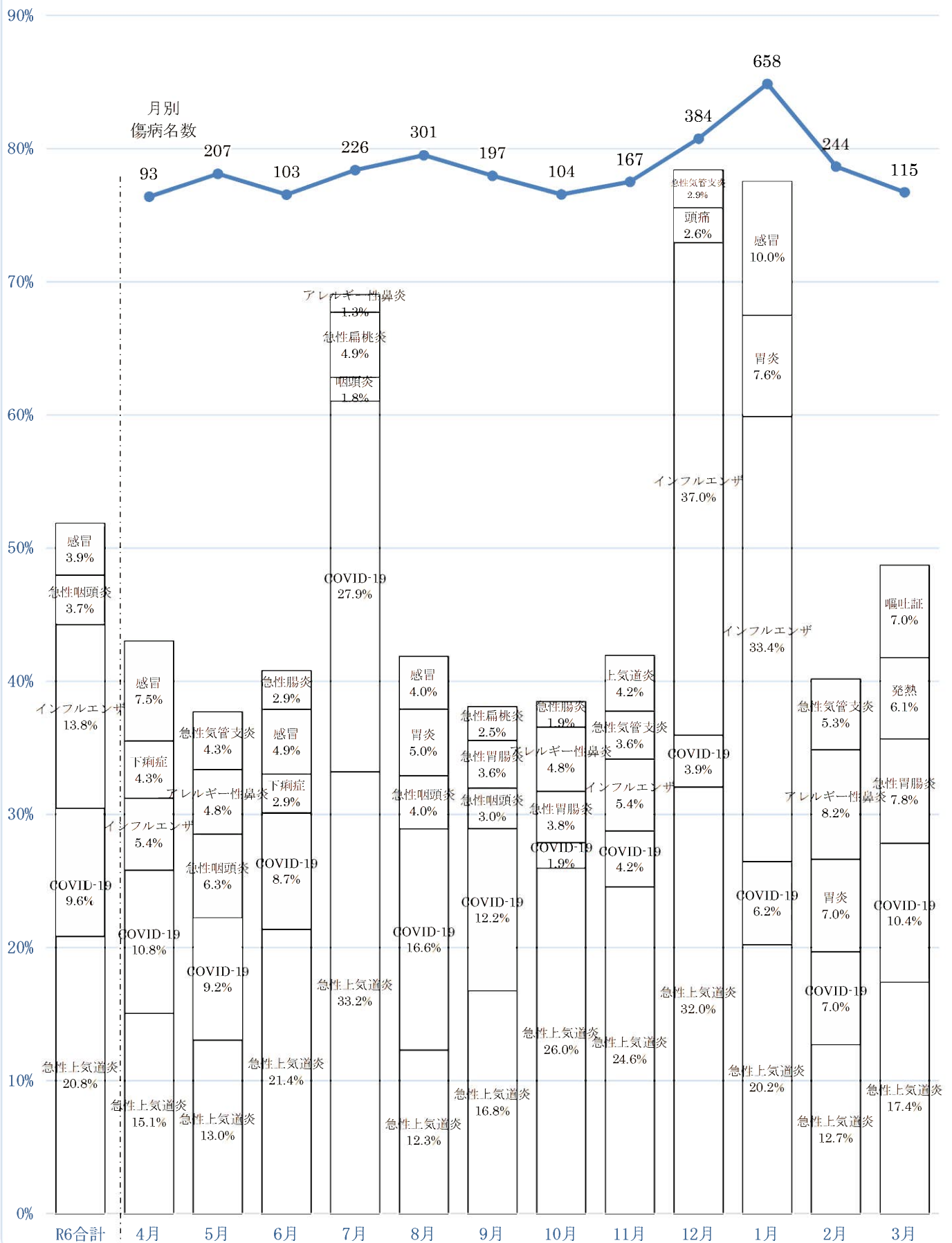
月別患者年齢割合



休日診療所状況一覧

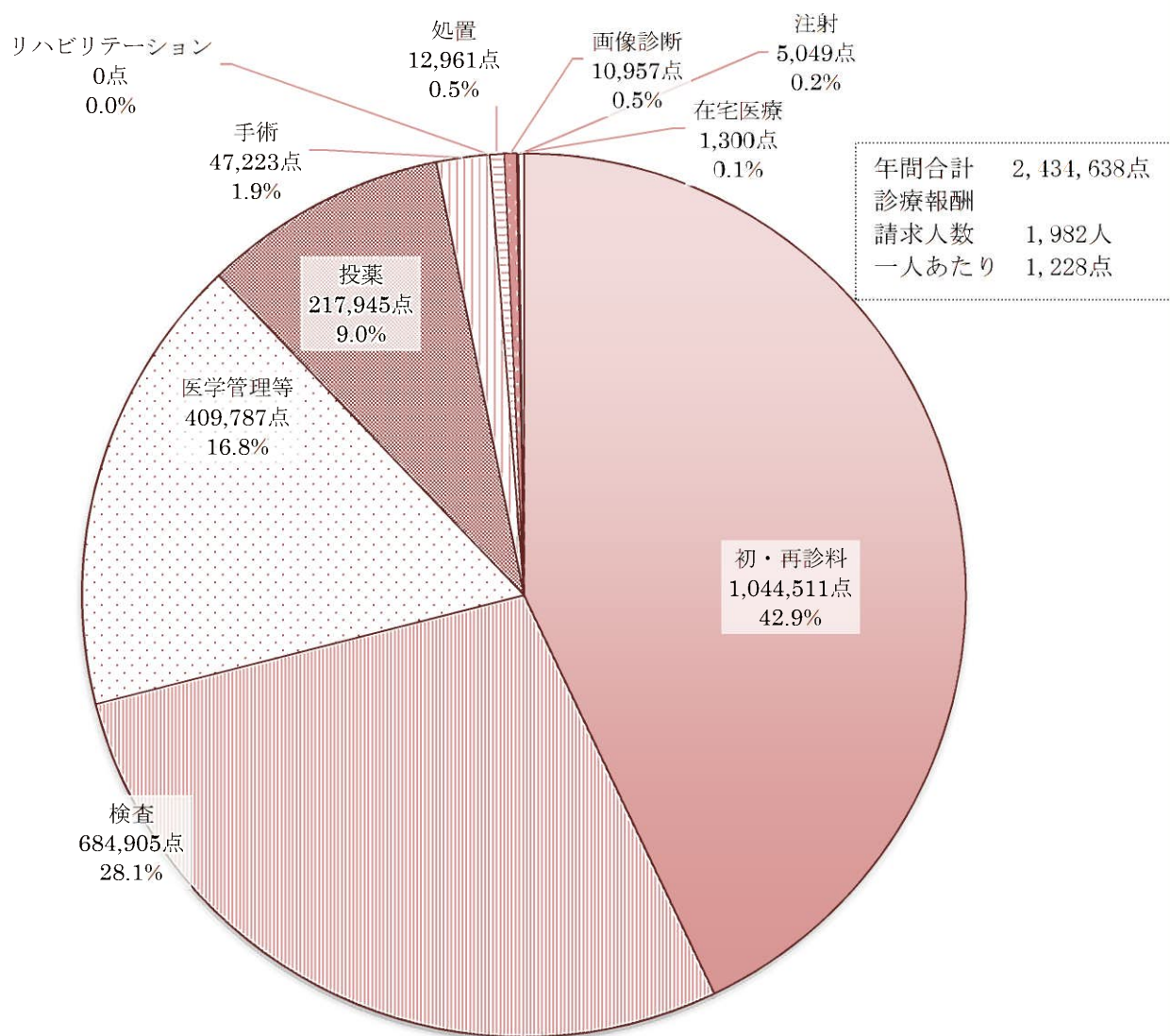
月日	診療 日数	診 療 人 数			性 別		年 齢 別					来院 救急 車	二次 搬送	患 者 住 所 区 分										
		内科	外科	計	男	女	小児（15歳以下）		70歳 以上	一般 年齢	室積			光井	島田	三井	上島田	周防	浅江	大和	牛島	市外		
							内科	外科																
																							6歳以下	6歳以下
R6. 4. 7	日	13	3	16	8	8	5	0	0	0	1	10	0	0	2	2	1	1	0	5	4	0	1	
R6. 4. 14	日	7	4	11	2	9	2	1	0	0	2	7	0	0	1	3	1	1	2	0	0	1	0	2
R6. 4. 21	日	3	9	12	7	5	0	0	0	0	2	10	0	0	1	4	0	1	0	3	0	0	0	0
R6. 4. 28	日	11	5	16	6	10	3	0	2	2	2	9	0	1	4	2	1	1	0	1	1	3	0	3
R6. 4. 29	月	4	7	11	2	9	1	0	0	0	4	6	0	0	5	0	2	1	1	0	0	1	0	1
4月計	5	38	28	66	25	41	11	1	2	2	11	42	0	1	13	11	5	5	3	4	9	9	0	7
R6. 5. 3	金	12	14	26	13	13	0	0	0	0	11	15	0	1	6	4	1	2	0	1	2	4	0	6
R6. 5. 4	土	25	6	31	15	16	5	0	0	0	9	17	0	1	5	4	1	3	2	0	6	1	0	9
R6. 5. 5	日	15	10	25	12	13	3	1	2	0	6	14	0	0	5	2	1	1	1	0	8	1	0	6
R6. 5. 6	月	26	10	36	18	18	6	1	2	0	9	19	0	0	8	3	4	4	3	3	4	2	0	5
R6. 5. 12	日	11	2	13	7	6	5	3	0	0	4	4	0	0	1	3	0	0	0	0	3	2	0	4
R6. 5. 19	日	10	9	19	14	5	5	4	2	2	5	7	0	0	2	6	0	2	1	0	3	4	0	4
R6. 5. 26	日	13	6	19	7	12	1	0	1	1	3	14	0	0	5	3	2	3	0	1	0	3	0	2
5月計	7	112	57	169	86	83	25	9	7	3	47	90	0	2	32	25	9	15	7	5	26	17	0	33
R6. 6. 2	日	19	4	23	13	10	3	2	0	0	7	13	0	0	4	1	5	2	1	2	7	1	0	0
R6. 6. 9	日	9	11	20	8	12	0	0	0	0	6	14	0	1	3	0	3	4	2	1	3	2	0	2
R6. 6. 16	日	5	7	12	6	6	0	0	3	0	2	7	0	2	3	0	1	0	1	0	5	1	0	1
R6. 6. 23	日	11	5	16	7	9	0	0	0	0	9	7	0	1	2	1	1	1	1	6	0	0	3	3
R6. 6. 30	日	8	4	12	3	9	1	0	1	0	1	9	0	0	1	2	1	1	0	0	3	1	0	3
6月計	5	52	31	83	37	46	4	2	4	0	25	50	0	4	13	4	11	8	5	4	24	5	0	9
R6. 7. 7	日	7	16	23	12	11	0	0	2	0	7	14	0	0	2	1	3	4	1	2	4	2	0	4
R6. 7. 14	日	28	8	36	18	18	5	0	1	0	9	21	0	0	5	4	4	3	1	0	8	5	0	6
R6. 7. 15	月	30	3	33	14	19	4	0	0	0	7	22	0	0	8	5	2	2	1	1	10	3	0	1
R6. 7. 21	日	26	8	34	19	15	5	3	0	0	9	20	0	0	6	11	2	3	0	0	5	3	0	4
R6. 7. 28	日	24	5	29	22	7	7	2	1	0	2	19	0	0	4	4	2	2	1	1	10	1	0	4
7月計	5	115	40	155	85	70	21	5	4	0	34	96	0	0	25	25	13	14	4	4	37	14	0	19
R6. 8. 4	日	15	9	24	13	11	3	1	1	1	3	17	0	0	4	7	0	0	1	1	5	1	0	5
R6. 8. 11	日	15	18	33	17	16	1	1	0	0	10	22	0	1	5	4	3	0	2	3	5	2	0	9
R6. 8. 12	月	27	21	48	23	25	3	2	8	6	16	21	0	1	6	8	3	5	0	6	8	6	0	6
R6. 8. 14	水	33	11	44	23	21	8	1	3	3	7	26	0	0	8	2	4	3	0	1	9	2	0	15
R6. 8. 15	木	18	9	27	14	13	0	0	3	1	8	16	0	0	5	3	3	0	0	2	8	2	0	4
R6. 8. 18	日	11	6	17	12	5	1	1	0	0	1	15	0	0	2	2	3	0	0	2	3	2	0	3
R6. 8. 25	日	13	7	20	12	8	1	0	1	0	4	14	0	1	2	2	2	0	0	0	6	4	0	4
8月計	7	132	81	213	114	99	17	6	16	11	49	131	0	3	32	28	18	8	3	15	44	19	0	46
R6. 9. 1	日	12	8	20	9	11	2	0	0	0	7	11	0	2	3	4	1	1	0	2	5	2	0	2
R6. 9. 8	日	6	5	11	5	6	3	0	0	0	2	6	0	0	0	2	2	0	0	1	3	1	0	2
R6. 9. 15	日	21	3	24	14	10	2	0	1	1	10	11	0	0	3	5	3	2	0	1	7	1	0	2
R6. 9. 16	月	11	5	16	8	8	2	0	0	0	1	13	0	0	1	1	2	0	0	2	3	5	0	2
R6. 9. 22	日	21	6	27	9	18	3	2	2	1	13	9	0	0	5	3	0	4	1	0	8	1	0	5
R6. 9. 23	月	20	5	25	14	11	9	7	0	0	7	9	0	0	5	7	2	3	0	0	4	0	0	4
R6. 9. 29	日	15	3	18	6	12	5	4	2	0	5	6	0	0	7	3	1	3	0	0	2	1	0	1
9月計	7	106	35	141	65	76	26	13	5	2	45	65	0	2	24	25	11	13	1	6	32	11	0	18
R6. 10. 6	日	12	5	17	5	12	2	1	1	0	7	7	0	0	2	7	2	2	0	0	1	1	0	2
R6. 10. 13	日	7	6	13	8	5	2	0	1	1	2	8	0	1	3	2	3	0	1	0	2	0	0	2
R6. 10. 14	月	8	14	22	9	13	0	0	9	4	3	10	0	0	1	3	0	0	0	0	11	1	0	6
R6. 10. 20	日	10	2	12	6	6	0	0	0	0	6	6	0	1	2	1	0	0	1	1	3	3	0	1
R6. 10. 27	日	9	0	9	5	4	2	0	0	0	2	5	0	0	1	0	1	1	1	2	0	0	0	2
10月計	5	46	27	73	33	40	6	1	11	5	20	36	0	2	9	13	6	3	3	2	19	5	0	13
R6. 11. 3	日	13	14	27	10	17	1	0	6	5	11	9	0	2	3	0	5	4	0	1	5	4	0	5
R6. 11. 4	月	13	9	22	12	10	3	1	4	3	5	10	0	0	2	2	1	1	0	3	5	4	0	4
R6. 11. 10	日	17	2	19	9	10	0	0	2	1	3	14	0	0	6	2	3	1	0	0	5	0	0	2
R6. 11. 17	日	12	3	15	11	4	2	1	0	0	1	12	0	0	4	2	2	2	1	0	3	0	0	1
R6. 11. 23	土	19	6	25	12	13	6	3	2	0	3	14	0	0	4	1	3	3	1	1	9	2	0	1
R6. 11. 24	日	10	3	13	4	9	5	2	1	1	1	6	0	1	3	0	2	1	0	0	2	2	0	3
11月計	6	84	37	121	58	63	17	7	15	10	24	65	0	3	22	7	16	12	2	5	29	12	0	16
R6. 12. 1	日	13	3	16	6	10	7	5	2	2	2	5	0	0	3	4	0	0	1	0	3	1	0	4
R6. 12. 8	日	15	5	20	9	11	5	2	0	0	5	10	0	0	3	2	1	1	0	1	8	1		

月別傷病名割合（上位5番目まで）



（診療報酬明細書から作成）

令和6年度(4月～3月)診療報酬種類別点数内訳



(診療報酬明細書から作成)

※4月～3月分のため、令和6年度休日診療所決算歳入の診療報酬金額とは一致しない。

R6年度 光市休日診療所 新型コロナ・インフル検査件数及び陽性者数

月	日	内科	外科	計	検査率 (検査件数/ 内科)	コロナ 検査件数	コロナ 陽性者	陽性率 (陽性者数/ 検査件数)	インフル 検査件数	インフル 陽性者	陽性率 (陽性者数/ 検査件数)
4	7	13	3	16	61.5%	8	3	37.5%	8	1	12.5%
	14	7	4	11	71.4%	5	1	20.0%	5	2	40.0%
	21	3	9	12	200.0%	6	4	66.7%	6	0	0.0%
	28	11	5	16	63.6%	7	2	28.6%	7	2	28.6%
	29	4	7	11	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
4月計		38	28	66	68.4%	26	10	38.5%	26	5	19.2%
5	3	12	14	26	58.3%	7	4	57.1%	7	0	0.0%
	4	25	6	31	32.0%	8	2	25.0%	8	0	0.0%
	5	14	11	25	64.3%	9	4	44.4%	9	0	0.0%
	6	26	10	36	34.6%	9	2	22.2%	9	1	11.1%
	12	11	2	13	63.6%	7	1	14.3%	7	0	0.0%
	19	10	9	19	50.0%	5	1	20.0%	5	0	0.0%
	26	13	6	19	100.0%	13	5	38.5%	13	0	0.0%
5月計		111	58	169	52.3%	58	19	32.8%	58	1	1.7%
6	2	19	4	23	42.1%	8	3	37.5%	8	0	0.0%
	9	9	11	20	100.0%	9	3	33.3%	9	0	0.0%
	16	5	7	12	40.0%	2	1	50.0%	2	0	0.0%
	23	11	5	16	9.1%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	30	8	4	12	62.5%	5	2	40.0%	5	0	0.0%
6月計		52	31	83	48.1%	25	9	36.0%	25	0	0.0%
7	7	7	16	23	114.3%	8	5	62.5%	8	0	0.0%
	14	28	8	36	85.7%	24	17	70.8%	24	0	0.0%
	15	30	3	33	70.0%	21	12	57.1%	21	0	0.0%
	21	26	8	34	73.1%	19	14	73.7%	19	1	5.3%
	28	24	5	29	75.0%	18	15	83.3%	18	0	0.0%
7月計		115	40	155	78.3%	90	63	70.0%	90	1	1.1%
8	4	15	9	24	33.3%	5	3	60.0%	5	0	0.0%
	11	15	18	33	73.3%	11	8	72.7%	11	0	0.0%
	12	27	21	48	70.4%	19	10	52.6%	19	0	0.0%
	14	33	11	44	66.7%	22	12	54.5%	22	1	4.5%
	15	18	9	27	50.0%	9	5	55.6%	9	1	11.1%
	18	11	6	17	63.6%	7	6	85.7%	7	0	0.0%
	25	13	7	20	69.2%	9	6	66.7%	9	0	0.0%
8月計		132	81	213	62.1%	82	50	61.0%	82	2	2.4%
9	1	12	8	20	25.0%	3	2	66.7%	3	0	0.0%
	8	6	5	11	83.3%	5	3	60.0%	5	0	0.0%
	15	21	3	24	42.9%	9	5	55.6%	9	0	0.0%
	16	11	5	16	63.6%	7	3	42.9%	7	1	14.3%
	22	21	6	27	57.1%	12	5	41.7%	12	0	0.0%
	23	20	5	25	50.0%	10	4	40.0%	10	0	0.0%
	29	15	3	18	40.0%	6	2	33.3%	6	0	0.0%
9月計		106	35	141	49.1%	52	24	46.2%	52	1	1.9%

10	6	12	5	17	75.0%	9	1	11.1%	9	1	11.1%
	13	7	6	13	42.9%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
	14	8	14	22	75.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%
	20	10	2	12	30.0%	3	1	33.3%	3	0	0.0%
	27	9	0	9	55.6%	5	0	0.0%	5	0	0.0%
10月計		46	27	73	56.5%	26	2	7.7%	26	1	3.8%
11	3	13	14	27	46.2%	6	1	16.7%	6	0	0.0%
	4	13	9	22	69.2%	9	2	22.2%	9	0	0.0%
	10	17	2	19	64.7%	11	1	9.1%	11	4	36.4%
	17	12	3	15	91.7%	11	2	18.2%	11	2	18.2%
	23	19	6	25	57.9%	11	1	9.1%	11	2	18.2%
	24	10	3	13	40.0%	4	0	0.0%	4	1	25.0%
11月計		84	37	121	61.9%	52	7	13.5%	52	9	17.3%
12	1	13	3	16	30.8%	4	0	0.0%	4	3	75.0%
	8	15	5	20	80.0%	12	1	8.3%	12	8	66.7%
	15	41	0	41	95.1%	39	1	2.6%	39	21	53.8%
	22	59	3	62	84.7%	50	1	2.0%	50	32	64.0%
	29	32	24	56	140.6%	45	2	4.4%	45	36	80.0%
	31	84	9	93	77.4%	65	10	15.4%	65	42	64.6%
12月計		244	44	288	88.1%	215	15	7.0%	215	142	66.0%
1	1	56	17	73	103.6%	58	6	10.3%	58	40	69.0%
	2	64	26	90	121.9%	78	6	7.7%	78	57	73.1%
	3	64	2	66	82.8%	53	5	9.4%	53	34	64.2%
	5	64	9	73	81.3%	52	5	9.6%	52	37	71.2%
	12	41	10	51	92.7%	38	7	18.4%	38	22	57.9%
	13	42	4	46	85.7%	36	5	13.9%	36	22	61.1%
	19	22	13	35	127.3%	28	5	17.9%	28	5	17.9%
	26	21	3	24	71.4%	15	2	13.3%	15	3	20.0%
1月計		374	84	458	95.7%	358	41	11.5%	358	220	61.5%
2	2	22	2	24	72.7%	16	4	25.0%	16	1	6.3%
	9	15	2	17	80.0%	12	2	16.7%	12	0	0.0%
	11	8	14	22	75.0%	6	2	33.3%	6	0	0.0%
	16	13	5	18	69.2%	9	1	11.1%	9	0	0.0%
	23	15	9	24	60.0%	9	1	11.1%	9	0	0.0%
	24	20	10	30	85.0%	17	7	41.2%	17	3	17.6%
2月計		93	42	135	74.2%	69	17	24.6%	69	4	5.8%
3	2	5	2	7	60.0%	3	3	100.0%	3	0	0.0%
	9	20	2	22	70.0%	14	2	14.3%	14	0	0.0%
	16	14	5	19	57.1%	8	2	25.0%	8	0	0.0%
	20	8	4	12	75.0%	6	3	50.0%	6	0	0.0%
	23	9	1	10	44.4%	4	1	25.0%	4	0	0.0%
	30	6	4	10	50.0%	3	1	33.3%	3	0	0.0%
3月計		62	18	80	61.3%	38	12	31.6%	38	0	0.0%
累計		1,457	525	1,982	74.9%	1,091	269	24.7%	1,091	386	35.4%

令和7年度光市休日診療所運営について

休日及び祝日等の一次救急を担う診療所として、医師会、薬剤師会、その他の関係団体等との連携のもと、市民の「安心」のための運営に努める。

また、様々な感染症等の流行に対し、国・県の動向をふまえて診療を行い、医薬品・診療材料等の流通状況等を注視するとともに、各関係団体との連携を強化し、適切な運営に努める。

1 診療日及び診療科目

診療日数 73 日、診療科目 内科系・外科系

令和7年6月2日現在

月	日	診療科目		月	日	診療科目	
4	6 (日)	内科	外科	10	5 (日)	内科	外科
	13 (日)	内科	外科		12 (日)	内科	外科
	20 (日)	内科	皮膚科		13 (月・祝)	内科	外科
	27 (日)	内科 (小児科)	耳鼻科		19 (日)	内科	耳鼻科
	29 (火・祝)	内科	外科		26 (日)	内科	外科
5	3 (土・祝)	内科 (小児科)	外科	11	2 (日)	内科	皮膚科
	4 (日・祝)	内科	外科		3 (月・祝)	内科	耳鼻科
	5 (月・祝)	内科	皮膚科		9 (日)	内科 (小児科)	眼科
	6 (火・休)	内科	外科		16 (日)	内科	外科
	11 (日)	内科	耳鼻科		23 (日)	内科 (小児科)	外科
	18 (日)	内科	外科		24 (月・休)	内科 (小児科)	皮膚科
	25 (日)	内科 (小児科)	眼科		30 (日)	内科	外科
6	1 (日)	内科	外科	12	7 (日)	内科	外科
	8 (日)	内科	外科		14 (日)	内科	外科
	15 (日)	内科	耳鼻科		21 (日)	内科	眼科
	22 (日)	内科	皮膚科		28 (日)	内科	外科
	29 (日)	内科	外科		31 (水・年末)	内科	外科
7	6 (日)	内科	皮膚科	1	1 (木・年始)	内科	耳鼻科
	13 (日)	内科	外科		2 (金・年始)	内科	外科
	20 (日)	内科	外科		3 (土・年始)	内科 (小児科)	耳鼻科
	21 (月・祝)	内科	外科		4 (日)	内科 (小児科)	皮膚科
	27 (日)	内科 (小児科)	耳鼻科		11 (日)	内科 (小児科)	外科
8	3 (日)	内科 (小児科)	外科	2	12 (月・祝)	内科	外科
	10 (日)	内科	外科		18 (日)	内科	皮膚科
	11 (月・祝)	内科	外科		25 (日)	内科	外科
	14 (木・盆)	内科	眼科		1 (日)	内科	外科
	15 (金・盆)	内科	外科		8 (日)	内科	外科
	17 (日)	内科	外科		11 (水・祝)	内科	眼科
	24 (日)	内科 (小児科)	皮膚科		15 (日)	内科	外科
	31 (日)	内科	耳鼻科		22 (日)	内科	外科
9	7 (日)	内科	外科	3	23 (月・祝)	内科	外科
	14 (日)	内科	外科		1 (日)	内科 (小児科)	皮膚科
	15 (月・祝)	内科	外科		8 (日)	内科 (小児科)	耳鼻科
	21 (日)	内科 (小児科)	耳鼻科		15 (日)	内科	皮膚科
	23 (火・祝)	内科 (小児科)	眼科		20 (木・祝)	内科	耳鼻科
	28 (日)	内科	皮膚科		22 (日)	内科	外科
					29 (日)	内科 (小児科)	外科

2 診療時間

午前9時から午後5時まで

(受付時間 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分)

3 運営体制

○医師：内科系1名、外科系1名

○薬剤師：1名（年末年始 2名）

○看護師：2名（年末年始 3名）

○事務員：2名（うち1名は午前中のみ）（ゴールデンウィーク、盆、年末年始 3名）

4 予算

【収入】

区 分	金額（円）	備 考
診療報酬	24,090,000	
診断書等手数料	22,000	
電話使用料等	1,000	診療所内設置公衆電話使用料
合計	24,113,000	

【支出】

区 分	金額（円）	備 考
報酬	36,000	運営協議会委員
報償費	5,347,000	看護師、医療事務（受付・会計等）
需用費	4,000,000	
消耗品費	250,000	事務用品
食糧費	2,000	運営協議会 お茶代
印刷製本費	50,000	処方せん等
光熱水費	18,000	ガス代
修繕料	50,000	機器修繕費
医薬材料費	3,630,000	医療器具・医薬品
役務費	397,000	
通信運搬費	126,000	光回線利用料
手数料	193,000	クリーニング代（シーツ等）
賠償責任保険料	78,000	賠償責任保険料
委託料	20,546,000	医師会、薬剤師会、保険請求事務等
使用料及び賃借料	969,000	
使用料	46,000	NHK 受信料、レセコン使用料
借上料	923,000	AED、自動車、レセコン借上料
備品購入費	600,000	自動分割分包機等
合計	31,895,000	

5 周南地域救急医療実施計画

項目	令和7年度実施計画		協力機関	摘要
〔二次救急〕 ・休日 ・夜間	71 日 365 日	日・祝・盆・年末年始 (8～18 時) 毎日夜間 (18 時～翌朝 8 時)	周南 3 医師会 救急指定 医療機関	周南 3 市で周南地域救急医療対策協議会を設置し、休日は救急指定 5 医療機関、夜間は 3 医療機関の病院群輪番制で実施。
〔小児救急〕 〈一次救急〉 周南こども QQ ・休日 ・夜間	71 日 365 日	日・祝・盆・年末年始 (9～17 時、19～22 時) 毎日夜間(19～22 時) 日・祝・年末年始(8～18 時)	周南 3 医師会	周南 3 市の小児科医師が協力し、徳山中央病院において休日・夜間の小児初期救急医療を実施。
〈二次救急〉 ・休日 ・夜間	71 日 365 日	毎日夜間(18 時～翌朝 8 時)		徳山中央病院を小児救急医療拠点病院として小児救急医療対策事業を実施。

休日診療所状況一覧

月日	診療 日数	診 療 人 数			性 別		年 齢 別					来院 救急 車	二次 搬送	患 者 住 所 区 分										
		内科	外科	計			小児（15歳以下）				70歳 以上			一般 年齢	室積	光井	島田	三井	上島田	周防	浅江	大和	牛島	市外
					内科	6歳以下		外科	6歳以下															
						男	女																	
R7. 4. 6	日	10	1	11	1	10	3	1	0	0	4	4	0	1	3	1	0	1	1	0	4	1	0	0
R7. 4. 13	日	6	4	10	5	5	0	0	1	1	4	5	0	0	1	0	2	1	0	0	4	0	0	2
R7. 4. 20	日	6	5	11	4	7	0	0	1	1	4	6	0	0	3	2	1	0	0	0	3	0	0	2
R7. 4. 27	日	15	6	21	11	10	6	4	2	2	2	11	0	1	1	7	2	1	0	1	2	6	0	1
R7. 4. 29	火	10	2	12	8	4	1	0	0	0	1	10	0	0	2	0	1	1	1	3	1	1	0	2
4月計	5	47	18	65	29	36	10	5	4	4	15	36	0	2	10	10	6	4	2	4	14	8	0	7
R7. 5. 3	土	18	7	25	12	13	12	6	1	1	4	8	0	0	3	8	3	1	1	2	4	2	0	1
R7. 5. 4	日	13	11	24	10	14	4	0	1	1	8	11	0	1	4	2	3	3	1	0	4	3	0	4
R7. 5. 5	月	27	22	49	19	30	4	1	3	2	13	29	0	0	5	10	3	4	1	0	9	2	0	15
R7. 5. 6	火	16	7	23	12	11	1	0	0	0	3	19	0	0	0	5	6	2	1	0	3	0	0	6
R7. 5. 11	日	8	8	16	8	8	0	0	1	1	6	9	1	1	4	3	1	0	0	0	4	1	0	3
R7. 5. 18	日	9	7	16	10	6	3	2	2	0	4	7	0	0	1	1	1	1	2	1	5	0	0	4
R7. 5. 25	日	9	4	13	7	6	4	1	0	0	2	7	0	0	4	2	0	0	0	0	2	2	0	3
5月計	7	100	66	166	78	88	28	10	8	5	40	90	1	2	21	31	17	11	6	3	31	10	0	36
R7. 6. 1	日	11	4	15	5	10	0	0	2	1	10	3	0	1	3	3	2	1	0	0	6	0	0	0
R7. 6. 8	日	4	4	8	4	4	2	0	0	0	1	5	0	0	2	4	0	0	0	0	2	0	0	0
R7. 6. 15	日			0		0																		
R7. 6. 22	日			0		0																		
R7. 6. 29	日			0		0																		
6月計	5	15	8	23	9	14	2	0	2	1	11	8	0	1	5	7	2	1	0	0	8	0	0	0
R7. 7. 6	日			0		0																		
R7. 7. 13	日			0		0																		
R7. 7. 20	日			0		0																		
R7. 7. 21	月			0		0																		
R7. 7. 27	日			0		0																		
7月計	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○光市休日診療所条例

平成16年10月4日

条例第116号

改正 平成18年3月30日条例第17号

平成20年3月27日条例第18号

平成25年4月1日条例第40号

平成25年12月27日条例第65号

平成26年3月28日条例第9号

令和元年7月12日条例第16号

(設置)

第1条 休日等における急病患者に対し、応急的な診療を行うため、医療法（昭和23年法律第205号）に定める診療所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 光市休日診療所

(2) 位置 光市光井二丁目2番1号

(診療科目)

第3条 光市休日診療所（以下「休日診療所」という。）の診療科目は、内科及び外科とする。

(診療日、診療時間等)

第4条 休日診療所の診療日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日、8月14日、同月15日及び12月31日

2 休日診療所の診療時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 休日診療所では、往診は、行わないものとする。

(使用料の徴収)

第5条 市長は、休日診療所において診療を受けた者から使用料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する使用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額とする。

(手数料の徴収)

第6条 診断書及び証明書（以下「診断書等」という。）の交付を受ける者は、手数料を納入しなければならない。

2 前項の手数料の額は、次に掲げる金額とする。

区分	種別	金額
診断書料	普通診断書	1通につき1,100円
	死亡診断書	1通につき1,100円
	特別診断書	死体検案書
		上記以外のもの
証明書料	証明書	1通につき550円

(使用料等の納入)

第7条 前2条に規定する使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）は、診療又は診断書等の交付の際に納入しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認める者に対しては、前項の規定にかかわらず、使用料等を後納させ、又は減額し、若しくは免除することができる。

(運営協議会)

第8条 休日診療所における、診療サービスの円滑かつ合理的な運営に関し必要な事項を調査審議するため、光市休日診療所運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の委員は、13人以内とし、市長が委嘱し、又は任命する。

(診療の委託)

第9条 休日診療所の診療を一般社団法人光市医師会に委託する。

(調剤等の委託)

第10条 休日診療所の医師の診療に伴う調剤、医薬品の管理等を一般社団法人山口県薬剤師会光支部に委託する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の光市休日診療所条例（平成12年光市条例第39号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第17号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第18号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第40号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第65号）

改正 平成26年3月28日条例第9号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年光市条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第16号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、光市休日診療所条例（平成16年光市条例第116号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設等の管理)

第2条 光市休日診療所（以下「休日診療所」という。）の管理は、福祉保健部健康増進課が行うものとする。

(使用料等の後納及び減免申請)

第3条 条例第7条第2項の規定による使用料等の後納又は減免を受けようとする者は、休日診療所使用料等後納・減額・免除申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(協議会の職務)

第4条 条例第8条第1項に規定する光市休日診療所運営協議会（以下「協議会」という。）は、次の事項について調査審議を行う。

- (1) 休日診療所の運営方針に関すること。
- (2) 医療品の調整に関すること。
- (3) 診療サービスの実施、連絡調整等に関すること。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員は、次に定めるものをもって構成する。

- (1) 光市医師会会長
- (2) 光市医師会に所属する医師（前号に定める者を除く。）
- (3) 山口県薬剤師会光支部長
- (4) 山口県薬剤師会光支部に所属する薬剤師（前号に定める者を除く。）
- (5) 山口県周南健康福祉センター所長
- (6) 光市老人クラブ連合会の代表
- (7) 光市女性団体連絡協議会の代表
- (8) 光地区消防組合消防長
- (9) 副市長
- (10) 病院局管理部長
- (11) 福祉保健部長
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 前項第2号の委員は、2人以上とする。

(協議会の会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、光市医師会会長をもって充てる。

3 副会長は、山口県薬剤師会光支部長をもって充てる。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が随時招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部健康増進課において処理する。

(使用者の義務)

第9条 休日診療所を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為
- (2) 施設又は設備を損傷する行為
- (3) 他の使用者の妨げとなる行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、休日診療所の管理又は運営に支障を及ぼす行為

(使用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、休日診療所の使用を制限することができる。

- (1) この規則に違反し、又は職員の指示に従わない者
- (2) 休日診療所の管理又は運営上適当でないと認められる者
(損害の賠償)

第11条 使用者は、休日診療所の施設、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年10月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の光市休日診療所条例施行規則（平成12年光市規則第34号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この規則の施行後、協議会の最初の会議は、市長が招集する。

附 則（平成31年規則第24号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月24日から施行する。

附 則（令和4年規則第15号）

- 1 この規則は、令和4年5月20日から施行する。

別記様式(第3条関係)

休日診療所使用料等後納・減額・免除申請書

年 月 日

光市長 様

申請者 住所

氏名

電話



光市休日診療所条例施行規則第3条の規定により、次のとおり使用料等の後納・減額・免除を申請します。

受 診 者	氏 名		男 ・ 女	生年月日	年 月 日
	住 所		職 業		
診 療 科			傷 病 名		診 療 年 月 日
内 科 ・ 外 科					年 月 日
担 当 医 師 名					
使 用 料 の 額			円		
手 数 料 の 額			円		
後納・減額・免除申請の額			円		
後納・減額・免除申請の理由					

(設置)

第1条 光市休日診療所において医療業務の遂行中に発生した事故（以下「医療事故」という。）について調査を行うため、光市休日診療所医療事故調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査会は、医療事故の発生に際し、市長の要請に応じ、当該事例について医学的な見地から調査を行い、市長に報告する。

(組織)

第3条 調査会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に定める者で構成し、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 副市長
- (2) 山口県周南健康福祉センター所長
- (3) 光市医師会会長
- (4) 光市医師会担当理事
- (5) 山口県薬剤師会光支部長
- (6) 福祉保健部長
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員は、当該健康被害に係る調査結果の報告が完了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 調査会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(調査の請求)

第5条 市長は、医療事故が発生したときは、調査会の調査に付さなければならない。

(会議)

第6条 調査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が存在しないときの会議は、市長が招集することができる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の招集は、緊急を要する場合を除き、開催の場所、日時及び会議に付すべき事項を委員長からあらかじめ委員に通知して行うものとする。

4 会議の議長は、委員長をもって充てる。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 やむを得ない理由により出席できない委員は、事前に委員長の許可を得て代理人を出席させることができる。

7 会議は非公開とする。

(報告)

第7条 委員長は、会議における議事の経過及び結果並びにその理由を記載した報告書を市長に提出するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(庶務)

第9条 調査会の庶務は、福祉保健部健康増進課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年光市条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

令和6年救急業務実施状況

令和6年1月1日～令和6年12月31日

光地区消防組合消防本部

令和6年救急業務実施状況(光市)

光地区消防組合消防本部

1 出動件数及び搬送人員 (過去5年)

区分 \ 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出 動 件 数	2,504 件	2,535 件	2,851 件	2,913 件	3,064 件
搬 送 人 員	2,342 人	2,323 人	2,594 人	2,590 人	2,688 人

【参考】人口1万人あたりの救急出動件数

光 市	山口県	全 国
615.3 件	587.1 件	611.8 件

※令和2年国勢調査の人口を基に算定しています。

2 事故種別の出動件数対前年比

(単位: 件)

種別 \ 年	火 災	自然災害事故	水難事故	交通事故	労働災害事故	運動競技事故	一般負傷	加 害	自損行為	急 病	転院搬送	そ の 他	合 計
令和6年	1		5	124	46	17	448	3	16	2,001	385	18	3,064
令和5年	3		3	118	46	19	402	5	17	1,905	388	7	2,913
対前年比	▲2		2	6		▲2	46	▲2	▲1	96	▲3	11	151

【参考】全国との事故種別出動件数割合の比較

種別 \ 区分	急 病	交通事故	一般負傷	左記以外	
				うち転院搬送	
光 市	65.3%	4.0%	14.6%	16.1%	12.6%
全 国	67.3%	5.1%	15.9%	11.8%	7.5%

※端数処理(四捨五入)のため、100%にならない場合があります。

※全国の数値は速報値です。

3 事故種別の搬送人員対前年比

(単位：人)

種別 年	火 災	自然 災害 事故	水 難 事 故	交 通 事 故	労 働 災 害 事 故	運 動 競 技 事 故	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	転 院 搬 送	そ の 他	合 計
令和 6年	1		2	110	43	18	409	1	8	1,712	384		2,688
令和 5年	3		2	101	46	18	372	4	10	1,649	385		2,590
対前 年比	▲2			9	▲3		37	▲3	▲2	63	▲1		98

4 傷病程度別、事故種別の搬送人員及び割合

(単位：人)

種別 程度	急 病		交通事故		一般負傷		左記以外		合 計		全国
死 亡	48	2.8%	1	0.9%	1	0.2%	3	0.7%	53	2.0%	1.3%
重 症	52	3.0%	5	4.5%	6	1.5%	16	3.5%	79	2.9%	7.2%
中等症	736	43.0%	20	18.2%	189	46.2%	374	81.8%	1,319	49.1%	44.6%
軽 症	876	51.2%	84	76.4%	213	52.1%	64	14.0%	1,237	46.0%	46.8%
合 計	1,712	100%	110	100%	409	100%	457	100%	2,688	100%	100%

※端数処理(四捨五入)のため、100%にならない場合があります。

※全国の数値は速報値で、表記している傷病程度のほかに、その他 0.1%が含まれています。

※傷病程度は次のとおりです。

- ・死 亡：初診時において死亡が確認されたもの
- ・重 症：3週間以上の入院加療を要するもの
- ・中等症：入院を必要とするが、重症に至らないもの
- ・軽 症：入院を必要としないもの
- ・その他：医師の診断がない及び傷病程度が判明しないもの、若しくはその他の場所に搬送したもの

5 年齢区分別、事故種別の搬送人員及び割合

(単位：人)

種別 区分	急 病		交通事故		一般負傷		左記以外		合 計		全国
新生児	2	0.1%					13	2.8%	15	0.6%	0.2%
乳幼児	75	4.4%	3	2.7%	18	4.4%	2	0.4%	98	3.6%	4.1%
少 年	37	2.2%	11	10.0%	10	2.4%	11	2.4%	69	2.6%	3.4%
成 人	290	16.9%	58	52.7%	29	7.1%	144	31.5%	521	19.4%	29.1%
高齢者	1,308	76.4%	38	34.5%	352	86.1%	287	62.8%	1,985	73.8%	63.3%
合 計	1,712	100%	110	100%	409	100%	457	100%	2,688	100%	100%

※端数処理(四捨五入)のため、100%にならない場合があります。

※全国の数値は速報値です。

※年齢区分は次のとおりです。

- ・新生児：生後 28 日未満
- ・乳幼児：生後 28 日以上満 7 歳未満
- ・少 年：満 7 歳以上満 18 歳未満
- ・成 人：満 18 歳以上満 65 歳未満
- ・高齢者：満 65 歳以上

【参考】一般負傷による高齢者の受傷原因

(単位：人)

原因 場所	ころぶ		落ちる		ものが詰まる		その他		合 計	
屋 内	191	64.7%	15	45.4%	6	100%	12	66.7%	224	63.6%
屋 外	104	35.3%	18	54.6%			6	33.3%	128	36.4%
合 計	295	100%	33	100%	6	100%	18	100%	352	100%

【参考】一般負傷による高齢者の受傷原因別傷病程度

(単位：人)

原因 程度	ころぶ		落ちる		ものが詰まる		その他		合 計	
死 亡					1	16.7%			1	0.3%
重 症	3	1.0%	1	3.0%	2	33.3%			6	1.7%
中等症	145	49.1%	26	78.8%			7	38.9%	178	50.6%
軽 症	147	49.8%	6	18.2%	3	50.0%	11	61.1%	167	47.4%
合 計	295	100%	33	100%	6	100%	18	100%	352	100%

※端数処理(四捨五入)のため、100%にならない場合があります。

6 傷病程度別、年齢区分別の搬送人員及び割合

(単位：人)

程度 区分	新生児		乳幼児		少 年		成 人		高齢者		合 計	
死 亡							3	0.6%	50	2.5%	53	2.0%
重 症	3	20.0%					17	3.3%	59	3.0%	79	2.9%
中等症	11	73.3%	16	16.3%	12	17.4%	191	36.7%	1,089	54.9%	1,319	49.1%
軽 症	1	6.7%	82	83.7%	57	82.6%	310	59.5%	787	39.6%	1,237	46.0%
合 計	15	100%	98	100%	69	100%	521	100%	1,985	100%	2,688	100%

※端数処理(四捨五入)のため、100%にならない場合があります。

7 光市休日診療所への搬送状況

搬送なし

8 光市休日診療所から他の医療機関への搬送状況

月日(曜日)	性別	年齢区分	程 度	傷病名	搬送医療機関
2月18日(日)	女	高齢者	軽 症	発熱	周東総合病院
5月 3日(金)	女	高齢者	中等症	左大腿骨頸部骨折	光市立光総合病院
5月 4日(土)	男	高齢者	中等症	胆石症	徳山中央病院
6月 9日(日)	女	高齢者	中等症	呼吸苦	徳山中央病院

9 救急医療電話相談（＃7119）の利用状況

（単位：件）

月 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合 計
令和 6年	24	26	25	41	44	45	74	59	50	44	65	76	573
令和 5年	22	23	24	18	31	19	34	37	16	21	24	22	291
対前 年比	2	3	1	23	13	26	40	22	34	23	41	54	282